

第 6090 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 11月 27日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyo.com>

⇩ 相続税の申告後に財産が見つかった場合

Q : 相続の申告を済ませましたが、その後に財産漏れがわかりました。どのようにすればいいですか？

A : 相続税の修正申告と遺産分割手続きが必要です。

【解説】

相続税の申告後に財産漏れがわかった場合は、修正申告と遺産分割手続きをします。

①相続税の修正申告

相続税の申告書を提出した者は、先の納税申告書の提出により納付すべきものとして、これに記載した税額に不足額があるときは、税務署長による更正があるまでは、課税標準等又は税額等を修正する申告書を提出することができますとされています。したがって、新たに財産が発見されたことにより、相続税額が増加する者については、修正申告が必要となります。なお、自主的に修正申告を提出する場合には、加算税は課されませんが、調査等で申告漏れ財産が発見された場合等は、過少申告加算税や重加算税が課されますので注意してください。

②遺産分割協議書の作成

一旦、遺産分割協議を終えた後に被相続人の財産が発見された場合は、その新たに発見された財産について相続人間で分割をし、遺産分割協議書を作成することとなります。この場合、すでに行われた分割については、瑕疵が無い限り、新たに分割し直すことはできず、その発見された財産についてのみ分割することとなります。

